

長崎県食品の安全・安心条例（長崎県条例第 59 号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策

　第1節 推進体制（第8条—第12条）

　第2節 食品の安全・安心の確保のための施策（第13条—第18条）

　第3節 食品関連事業者の自主的な取組の促進（第19条—第21条）

　第4節 食品に関する理解の促進と信頼の確保（第22条—第24条）

第3章 長崎県食品安全・安心委員会（第25条）

第4章 雜則（第26条）

附則

私たちは、食により生命を維持し、自己の生活にかなう食品を食して豊かさを実感するが、食品の安全性を信頼することではじめて、食生活の安心を得ることができる。

また、食品は、生産、製造、加工、流通、販売等の行程に携わる人びとのたゆまぬ努力に加え、科学技術の進歩、国際化の進展等により、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、より豊かな食生活を享受できるようになった。

しかしながら、今なお、食品の安全性や信頼を損なう事態がしばしば発生し、また一方では、氾濫する情報が消費者のみならず食品関連事業者も困惑させ、さらには風評被害や食品ロスへのつながることも懸念される。そのため、食品関連事業者の食品の安全・安心の確保に向けた一層の取組、行政による関係施策の充実、消費者のより正しい理解が求められている。

もとより、食品は、農場、漁場等で自然の恵みを直接受け生産されるものも多く、その恵みを持続させ、同時に食品の安全性を高めるには、農林漁業が環境に常に配慮しながら営まれる必要がある。当然、環境への配慮は、農場及び漁場以外の食品に関わる現場でも欠かせない。

また、県内各地で、多様な地理的・気象的条件のもと、それぞれの特性を生かした農林水産物が生産されるとともに、地域の歴史、伝統等と相まって独自の食文化や地場産品を生み、食を活かした地域活性化の取組等も次々に編み出されるなど、食品に関連する産業の裾野は広範に及ぶ。

したがって、県産食品に対する信頼性の向上は、広く産業の振興にも寄与するものであり、今後、人を呼んで栄える観光立県としての地位を更に高め、また、県産食品の販路拡大やブランド化等の高付加価値化により更なる所得向上を目指す際にも、必須の要件となる。

ここに、私たちは、安心して日々の豊かな食生活を送るとともに、美しい県土と海域を次世代へ継承しつつ広く食品関連産業の振興を図るために、県、関係事業者、県民全てが各々の責務と役割を積極的に果たすことにより、食品の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、それぞれの責務及び役割を積極的に果たすことにより、生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保のための施策、関係者間の相互理解を深めるための施策等を総合的に推進し、もって安全かつ安心な食品の生産及び供給の確保を図ることにより、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品の安全・安心の確保 食品に係る安全性の確保及び県民をはじめ本県の食品を喫食する全ての消費者（以下「県民等」という。）からの信頼の確保をいう。
- (2) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- (3) 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定するものをいう。）、器具（同条第4項に規定するものをいう。）、容器包装（同条第5項に規定するものをいう。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。

- (4) 生産資材 肥料（肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）、農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）、飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）、飼料添加物（同条第 3 項に規定するものをいう。）、動物用医薬品（医薬品医療機器等法第 83 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (5) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者をいう。
- (6) 生産者 食品関連事業者のうち農林水産物の生産（採取を含む。）の事業を営む者及びこれらの人で構成される団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が、次に掲げる認識の下、食品等の生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において適切に行われなければならない。

- (1) 県民等の健康の保護が最も重要であること。
 - (2) 本県の食品の安全性の確保及び向上は、食品関連産業の振興及び県民生活の豊かさの向上にもつながること。
- 2 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠に基づき行われるべきものであり、食品に対する県民等の信頼確保のための施策は、食品を摂取する消費者の視点に立って必要な措置が講じられることを旨として、行われなければならない。
- 3 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者及び県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（食品関連事業者の責務）

第 5 条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、食品に対する県民等の信頼を確保するため、関係法令、条例等（以下「関係法令等」という。）を遵守することはもとより、食品関連事業者としての倫理に従い、その事業活動を行うよう努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の役割）

第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食品に関する適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力し、及び意見を表明するよう努めること等によって、食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

（環境の保全への配慮）

第 7 条 県は、食品の安全性の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境に配慮して行わなければならない。

- 2 県は、環境と調和した持続的な農林漁業を推進するため、環境への負荷の少ない生産方式の開発及びその普及のための施策を講じるものとする。
- 3 食品関連事業者は、自らが行う事業活動が環境に影響を与えることを認識し、その影響に配慮した事業活動に努めるものとする。
- 4 県民は、食品関連事業者が果たしている食品の安定供給、自然環境の保全等多面的機能に関する理解を深め、当該機能に配慮した消費活動に努めるものとする。

第2章 食品の安全・安心の確保に関する施策

第1節 推進体制

(推進計画)

第8条 知事は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策

(2) 食品関連事業者の自主的な食品の安全・安心の確保のための取組の促進に関する施策

(3) 県民に対する食品の安全・安心への理解の促進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため

必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、長崎県食品安全・安心委員会に諮問しなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を長崎県食品安全・安心委員会に報告し、かつ、これを公表するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町その他関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(関係者との連携及び協働)

第10条 県は、食品関連事業者、県民、消費者団体その他の関係者と連携し、又は協働して、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(危機管理体制の整備)

第11条 県は、食品の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態の発生を未然に防止し、又は当該事態が発生した場合において迅速かつ適切に対処するための体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

(調査研究の推進)

第12条 県は、食品の安全性の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

第2節 食品の安全・安心の確保のための施策

(食品の安全性の確保のための措置)

第13条 知事は、食品等の生産から販売に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において、食品の安全性を確保するため、食品衛生法その他関係法令等に基づき、監視、指導、検査等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

(適正な食品表示の確保)

第14条 知事は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令に基づき、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講じるものとする。

(出荷の制限)

第15条 生産者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法第11条の規定により使用を禁止され、又は同法第12条第1項に規定する基準に違反して使用された農薬が使用された農林水産物である場合

- (2) 医薬品医療機器等法第 83 条の 3 の規定により使用を禁止された医薬品等が使用された農林水産物である場合
- (3) 食品衛生法第 11 条に規定する規格基準に適合しない農林水産物である場合

(立入検査)

- 第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者から必要な報告を求め、又は職員に農林水産物の生産活動の場所その他の必要な場所へ立ち入らせ、若しくは検査をさせることができるものとする。
- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

- 第 17 条 知事は、第 15 条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、当該農林水産物の生産者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとるよう勧告をすることができる。
- 2 知事は、安全な農林水産物を供給するため、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
 - 3 知事は、前項の規定により公表をしようとする場合には、あらかじめ、当該公表の対象となる者に對し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急を要する場合は、この限りでない。

(危害情報の申出)

- 第 18 条 人の健康に悪影響が生じ、若しくは生じる疑いのある食品等又は生産資材に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令等の規定により、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは適切な措置を講じるものとする。

第 3 節 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(自主的な安全・安心の確保の取組の促進)

- 第 19 条 食品関連事業者は、法令等の遵守により食品の安全性を確保することはもとより、その安全性をより向上させるため、自らが行う食品等の生産、製造、加工、調理又は販売の各工程における課題を認識し、必要に応じ改善し、管理項目を定める等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。
- 2 食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たり、食品を摂取する消費者の視点に立った情報の提供の充実に努めるものとする。
 - 3 県は、食品の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主的な取組を促進するため、技術的な助言、指導等必要な支援を積極的に行うものとする。

(問題発生時の申出)

- 第 20 条 食品関連事業者は、生産、製造、輸入、加工、調理又は販売した食品等について、関係法令等に違反し、又は違反するおそれのある事實を認めた場合において、直ちに必要な対策を講じるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその内容を県に対し申し出るよう努めるものとする。
- 2 県は、前項の規定による申出があった場合は、適切に助言を行うなど積極的に相談に応じなければならない。

(自主回収の報告)

- 第 21 条 食品関連事業者は、前条第 1 項に規定する対策として食品等の自主的な回収を行う場合は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合は、適切な助言、指導等を行うものとする。
 - 3 知事は、第 1 項の規定による報告を受け、その内容を県民等に周知する必要があると認める場合は、当該情報を公表することができる。

第4節 食品に関する理解促進と信頼の確保

(情報の収集及び提供)

第 22 条 県は、食品の安全・安心の確保に関する情報の収集及び整理を行い、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

(相互理解の増進等)

第 23 条 県は、食品の安全・安心の確保の推進に関し、県民、食品関連事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係を構築するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食育及び地産地消に関する施策との連携)

第 24 条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、食育及び地産地消に関する施策と連携して行うものとする。

第3章 長崎県食品安全・安心委員会

(長崎県食品安全・安心委員会)

第 25 条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を円滑に推進し、かつ、県民の意見を施策に反映させるため、長崎県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) この条例によりその権限に属する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策、課題その他の重要な事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員 20 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費者
- (2) 食品関連事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、第3項第3号に規定する学識経験者のうちから定める。

6 副委員長は、委員の互選により定める。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 雜則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 14 条の規定（食品表示法に係る部分に限る。）は、施行日又は同法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例の廃止）

2 人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例（平成 15 年長崎県条例第 70 号）は、廃止する。（経過措置）

3 この条例の施行日前に前項の条例（以下「旧条例」という。）の規定によつてした立入検査、出荷停止等の勧告、公表その他の行為であつて、旧条例に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によつしたものとみなす。